

徳島県情報公開審査会答申第170号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年10月19日（同月20日受付）、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求を行った。

- (1) ○○排水が関係しているとかの資料の公開（以下「本件請求1」という。）
- (2) ○○排水池が関係しているのっている資料の公開（以下「本件請求2」という。）
- (3) ○○海岸の防波堤ができたりしたときの資料の公開（以下「本件請求3」という。）
- (4) ○○海岸の砂浜が許可等により砂が採取された時の資料の公開（以下「本件請求4」という。）
- (5) ○○、○○、○○これらの土地が国定にかかった時に許可等をした時の資料の公開（以下「本件請求5」という。）

2 実施機関の決定

平成22年12月10日、実施機関は、本件請求5に対して条例第8条第1号及び第2号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。

また、同日、本件請求1、2、3及び4に対して対象となる公文書が不存在であることを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成23年2月3日（同月4日受付）、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行い、平成26年10月8日、補足説明書を提出した。

4 諮問

平成26年9月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成14年か平成15年に埋立し盛土して小高い丘に形状変更している○○排水路

と〇〇排水池の許可書類の公文書は、30年間県の規定により保管しておかなくてはならないと定められてる重要な文書であるにも拘わらず不存在であるので公開を拒否するとした理由のその裏には、無許可で形状変更を行っている法的な問題が発生しておるのではないかと判断したので、今回の決定に不服があり異議申立てを行った。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、補足説明書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件請求1に対する本件処分について

〇〇排水路の埋立てや盛土など形状変更する際には法に基づく許可等が必要と思われるが、実施機関は、盛土をすれば許可が必要だが原状回復の埋め戻しは許可等が不要と説明するため、その法的根拠及びどの高さを基準に埋め戻しと判断しているのか教えてほしい。もし、許可が必要な行為とされる盛土をしていたのであれば、当然許可した資料が存在しており公開されて当然である。

(2) 本件請求2に対する本件処分について

〇〇排水池の埋立て、盛土、伐採、植栽など形状変更する際には法に基づく許可等が必要と思われるが、実施機関は、盛土をすれば許可が必要だが原状回復の埋め戻しは許可が不要と説明するため、その法的根拠及びいつの時点のどの高さを基準にして埋め戻しと判断しているのか教えてほしい。過去からの航空写真からすると、平成17年から平成23年の間に形状変更等の盛土の許可をしたものと思う。もし、許可が必要な行為とされる盛土をしていたのであれば、当然許可した資料が存在しており公開されて当然である。

(3) 本件請求3に対する本件処分について

本件請求3についての理由は、異議申立人から主張されていない。

(4) 本件請求4に対する本件処分について

〇〇海岸の砂の採取の許可について、県港湾課が仮に許可していたとしても国定公園の関係法令の何らかの手続きが必要ではないか精査するため開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明等を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件請求1及び本件請求2に対する本件処分について

〇〇排水及び〇〇排水池について、設置時期は確定できないが、〇〇株式会社及び〇〇市に確認したところ、昭和50年には設置されていたとの回答があり、昭和51年に撮影された国土地理院による航空写真に写っていることから昭和51年以前に設置されたものと考えられる。

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項には、「都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域

(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。」と規定され、同条第3項により、特別地域内においては、工作物を新築し、改築し、又は増築することや水面を埋め立て、又は干拓することは、都道府県知事の許可を受けなければならないことが規定されている。

仮に、「〇〇排水」若しくは「〇〇排水池」又はその双方が自然公園法第20条第1項に基づき指定された特別地域内に設置されたものであって、その新築等が、例えば、溝、井せき、農業用水槽の新築等その他、同条第9項第4号に規定する環境省令で定める特別地域内における許可又は届出を要しない行為に該当しない場合は、都道府県知事の許可対象となるが、公文書の保存期限である30年以内に作成された許可申請書や許可書等は存在しない。

また、人為的な工作物である排水及び排水池の撤去については自然公園法上許可を要する行為に当たらず、排水及び排水池を撤去した後の穴を埋め戻す行為は形状変更された土地を原状に復する行為であることから許可は不要である。なお、〇〇排水及び〇〇排水池の埋立てについては、盛土はされておらず、原状回復行為であるため許可等は不要である。

さらに、審査請求人は、〇〇排水池の形状変更として盛土の他、伐採、植栽等も主張しているが、木竹の伐採は原則として自然公園法第20条第3項に基づく許可を、木竹の植栽は原則として同条第8項に基づく届出を要するが、同条第9項第4号に規定する環境省令で定める特別地域内における許可又は届出を要しない行為に該当する場合もある。いずれの場合であっても、公文書の保存期限である30年以内に〇〇排水及び〇〇排水池に係る許可や届出は存在しない。

以上のことから、本件請求1及び本件請求2に係る公文書は保有していない。

2 本件請求3に対する本件処分について

〇〇海岸の防波堤の設置は、自然公園法第20条第3項に基づく許可が必要であるが、防波堤の設置時期は昭和30年代後半であり、文書保存期間の30年を経過している。

また、防波堤は海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設であり、増築、改築する行為は、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第12条において規定されている許可又は届出を要しない行為に該当する。

よって、本件請求3に係る公文書は保有していない。

3 本件請求4に対する本件処分について

海岸管理部局では昭和53年以降、〇〇海岸地域において、民間事業者による砂の採取許可を出していないことから、自然公園所管部局においても申請はされておらず、昭和53年以前の海岸の砂の採取の申請書類については、保存期限の30年を経過している。

よって、本件請求4に係る公文書は保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

本件事案における異議申立てに係る公文書は、次のとおりである。

- (1) 本件処分のうち本件請求1に係る異議申立てについては、「〇〇排水の形状変更をした際の国定公園の関係法令に基づく許可等の書類」（以下「本件公文書1」という。）である。
- (2) 本件処分のうち本件請求2に係る異議申立てについては、「〇〇排水池の形状変更をした際の国定公園の関係法令に基づく許可等の書類」（以下「本件公文書2」という。）である。
- (3) 本件処分のうち本件請求3に係る異議申立てについては、「〇〇海岸の防波堤に関する国定公園の関係法令に基づく許可等の書類」（以下「本件公文書3」という。）である。
- (4) 本件処分のうち本件請求4に係る異議申立てについては、「〇〇海岸の砂の採取に関する国定公園の関係法令に基づく許可等の書類」（以下「本件公文書4」という。）である。

以下、本件公文書1から本件公文書4までが不存在であるとした本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件公文書1及び本件公文書2について

実施機関の説明によると、「〇〇排水」及び「〇〇排水池」は、昭和51年以前には既に存在しており、これらが人為的な工作物であれば、埋め戻す行為は原状回復に当たり許可は不要であるため、許可書類はそもそも存在せず、また、たとえ自然公園法に基づく許可を要する埋立て、盛土の行為であっても、公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第6条に基づく保存期間である30年以内に作成された許可申請書や許可書等は存在しないとのことである。

当審査会で確認したところ、自然公園法第20条第3項には、国定公園内の特別地域内において、工作物を新築し、改築し、又は増築することや水面を埋め立て、又は干拓することは、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならないことが規定されている。また、「〇〇排水」及び「〇〇排水池」が本件請求時点で形状が変わっていることは事実である。審査請求人が主張する埋立て、盛土、伐採、植栽等が行われたとして、それらの行為がそもそも許可等の不要な行為であれば許可等の書類が存在しないことは当然であるが、たとえ許可等が必要な行為であっても、公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）の規定に基づき、30年間保存している公文書の内に、「〇〇排水」及び「〇〇排水池」の埋立て、盛土、伐採、植栽等について許可申請や届出がない以上、本件公文書1及び本件公文書2を保有

していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 本件公文書3について

〇〇海岸の防波堤は、昭和30年代後半に設置されたものであるとのことであり、公文書管理規則第6条の規定に基づく公文書の保存期間を30年としていることからすれば、設置に関する許可書類については、公文書の保存期間である30年を経過しているため保有していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

また、防波堤を改築し、又は増築する行為は、自然公園法施行規則第12条第6号の2の規定により、許可又は届出を要しない行為に該当することから、本件公文書3を保有していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

(3) 本件公文書4について

海岸の砂の採取については、海岸法に基づく海岸管理者の許可が必要であり、それが特別地域内であれば、自然公園法第20条第3項に基づく都道府県知事の許可が必要である。

しかし、実施機関の説明によると、海岸管理部局では昭和53年以降、海岸法に基づく民間事業者の砂の採取許可は出されていないとのことであるため、自然公園法に基づく許可申請書が存在しないことは当然である。

また、昭和53年以前の海岸の砂の採取の許可申請書類は、公文書管理規則に定められている保存期間の30年を経過しており、本件公文書4を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関の行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

その他、異議申立人は、〇〇排水や〇〇排水池の埋立てについて、実施機関が、埋め戻しは原状回復として許可が不要であるが、盛土は許可が必要であると説明していることに対し、その法的根拠及び埋め戻しか盛土かの判断基準を示すよう求めているが、当審査会は、実施機関が行った公開等の決定につき、その妥当性を審議する機関であり、当該事項について判断する立場にない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容

平成26年 9月18日	諮問
10月 8日	異議申立人から補足説明書を受理
11月 4日	実施機関からの理由説明書を受理
11月26日	異議申立人からの意見書を受理
平成27年 1月20日	審議（第124回審査会）
※異議申立人の申出により審議中断	
平成29年 5月18日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第144回審査会）
7月 6日	審議（第145回審査会）
8月 7日	審議（第146回審査会）
9月22日	審議（第147回審査会）
平成30年 1月15日	審議（第150回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年7月31日まで
大道 晋	弁護士	平成29年7月31日まで
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長 平成29年8月1日から

小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年8月1日から
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者 平成29年8月1日から
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	平成27年7月31日まで
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	

(五十音順)